

## 北方四島交流の目的、取組の状況

### 【 目的 】

- 北方四島交流（いわゆる「ビザなし交流」）とは、北方領土問題の解決を含む平和条約締結問題が解決されるまでの間、**日本国民と北方四島在住ロシア人との相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与すること**を目的として、**旅券及び査証を用いずに行われる相互訪問**のことです。

注） 北方四島交流は、日本人と四島在住ロシア人との市民レベル・草の根レベルでの交流という側面を有するが、単なる親善交流にとどまらず、領土問題の解決に寄与するという重要な責務を担う事業である。

### 【 取組の開始 】

- **1991（平成3）年**、北方四島交流＝相互訪問の枠組みが、**日ソ外相間の往復書簡**によりつくられました。

なお、日本国民の北方領土への入域については、政府により、自粛が要請されており、四島交流の枠組みはその特例となるものです。

注） 特例の枠組みとしては、北方四島交流の外に、自由訪問、北方墓参があります。

- **1992（平成4）年**、事業推進組織として**北方四島交流北海道推進委員会（道推進委）**が設置され、**北方四島交流事業を開始**しました。
- **1993（平成5）年**には、**全国的な事業推進組織**が設立されました。

### 【 取組の状況・成果 】

- 当初は手探りで事業を開始しましたが、**相互の訪問・交流の積み重ねによって、不安や誤解が払拭され、信頼関係に基づいたより深い交流が可能になるなど、相互理解の増進が図られ、当団体もこれに寄与してきました。**

- ・ お互いに顔も見えない隣人であった日本国民と四島在住ロシア人であったが、交流が始まりお互いが行き来することで、友好関係が芽生えてきた。
- ・ 元島民の体験談や苦勞話を聞き、四島をめぐる歴史をお互いに話し合い、日本国民と触れ合い交流を重ねることで率直な対話ができるようになった。
- ・ 旧ソ連時代からの誤った宣伝や遠隔地であることによる情報不足等から、かつては北方領土問題の本質や日本及び日本人に対してゆがんだ認識を持っていた四島在住ロシア人との間での率直な対話等を通じて、ロシア人住民の不安や誤解は急速に解消されてきた。
- ・ また、ロシア人住民の領土問題に対する理解を促すとともに、日本や日本人に対する好意的な感情や信頼感の醸成が図られてきた。

なお、1998（平成10）年には、学術・文化・社会等の専門家の交流が開始されました。

- 2010（平成22）年からは、メインプログラム（主要行事）として住民交流会（スポーツ・文化交流等の後に意見交換会を開催。）を行うようにしました。

事業環境や住民意識の変化も踏まえながら、交流行事への参加や意見交換等を通じて相互理解が更に深められるよう、プログラムの工夫などに取り組んできたところです。

注） 相互訪問の積み重ねを通じ、双方の市民の間で直接電子メールの交換等が行われ、また、交流支援のボランティア組織が立ち上がるなど、市民の間でも交流が根付いてきました。

- 北方四島交流は、「領土問題解決のための環境整備（環境づくり）の一環として相互理解の増進を着実に図ってきており、領土問題が未解決の現状において重要な意義を有する」との政府の認識等も踏まえ、各界各層の幅広い参加、特に若い世代の参加・交流を促すなど、より効果的な事業となるよう努めているところです。

## 北方四島交流の対象者（訪問）

○ 北方四島交流事業（訪問事業）の対象者は、次の者であって、内閣総理大臣及び外務大臣が適当と認めるものとされています。当団体では、これに従い、返還要求運動関係団体等からの推薦を受け参加者（訪問団員）を選考し事業を実施しています。

- ① 元島民等（北方領土に居住していた者、その子及び孫並びにそれらの者の配偶者）
- ② 返還要求運動関係者（北方領土返還要求運動を推進している者）
- ③ 報道関係者
- ④ 訪問の目的に資する活動を行う、学術、文化、社会等の各分野の専門家

詳細は、資料をご覧ください。

## 事業推進の体制等

○ 北方四島交流北海道推進委員会（道推進委）は、1992（平成4）年、四島交流の開始にあたり、主に北海道内における事業を推進する組織として設置されました。道推進委は、北海道内の元島民の方や返還要求運動関係団体、北方領土隣接地域市町（根室振興局管内1市4町）、北海道等に属する委員により組織され、訪問・受入事業を実施してきました。

○ 2010（平成22）年には、安定的・効果的な推進体制の確保のため、現（公社）北方領土復帰期成同盟と組織統合し、現在はその内部組織として事業の推進にあたっています。（統合後も、主催者名等に「北方四島交流北海道推進委員会」の名称を使用しています。）

注）事業内容：訪問・受入計画（交流プログラム等）の作成、訪問団員の選考、同行通訳・四島との交通手段・受入れ四島側訪問団の滞在先等の手配、入出域関係書類の作成、訪問団への同行、四島側実施団体を含む関係機関との調整等

○ また、2014（平成26）年からは、青少年や後継者が主体となる訪問事業について、（独）北方領土問題対策協会（主に青森県以南における事業を推進）との共催により、返還運動の次代を担う人材の育成を図る観点から北海道内と青森県以南の参加者を一緒に参加させる事業にも取り組んでいます。

- 北方四島交流事業の状況等を紹介するにあたり、次の団体(当団体を含む。)については、紙幅等の関係から、略称により記載している場合があります。

(関係団体の略称)

団体名	略称	備考
(独) 北方領土問題対策協会	北 対 協	北方四島交流事業の実施
※北方四島交流推進全国会議	全国会議	※平成 15 年度から北対協が業務を引継ぎ
(公社) 千島歯舞諸島居住者連盟	千島連盟	自由訪問事業の実施
(公社) 北方領土復帰期成同盟	北方同盟	北方四島交流事業の実施
北方四島交流北海道推進委員会	道推進委	※平成 22 年度に組織統合
北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会	北 隣 協	根室管内 1 市 4 町が設置する協議会 (根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)
北 海 道	道	北方墓参事業の実施

注 1 (独)：独立行政法人。(公社)：公益社団法人。

- 2 四島交流事業は、これまで、当団体及び北対協の他、文化・社会等の専門家(大学・研究機関等)等により実施されています。
- 3 政府の担当省庁：訪問事業は内閣府、受入事業は外務省が担当しています。